

2025年1月

外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について

（財務省・国税庁・経済産業省・観光庁）

【留意事項】

本資料は、免税店や関係事業者の方々に必要な準備を進めていただく観点から、令和7年度税制改正の大綱（令和6年12月27日閣議決定）に示された内容に基づきお示しするものです。

国会での審議等により、今後、内容に変更が生じ得る可能性もございますので、予めご了承下さい。

目次

- 見直しの背景
- リファンド方式への見直しと免税販売要件の緩和等
- 今後のスケジュール
- 参考資料

目次

■ 見直しの背景

■ リファンド方式への見直しと免税販売要件の緩和等

■ 今後のスケジュール

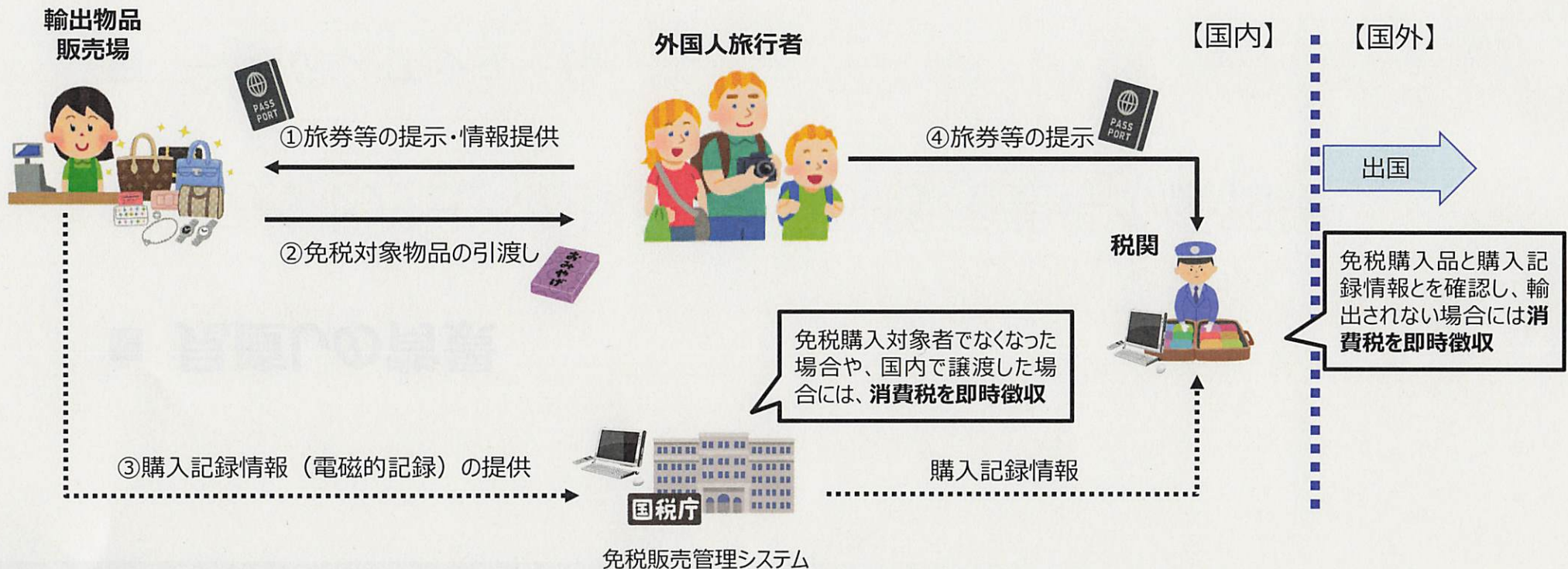
■ 参考資料

外国人旅行者向け免税制度の概要〔現行制度〕

○ 外国人旅行者向け免税制度は、税務署長の許可を受けた輸出物品販売場（いわゆる免税店）を経営する事業者が、免税購入対象者に対し、免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度。

※ 免税対象物品は、輸出するため購入される物品のうち通常生活の用に供する物品（金又は白金の地金や事業用又は販売用として購入されることが明らかな物品は対象外）であり、以下の金額基準がある（同一の販売場 1 日あたりの基準）。

- ・ 一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》） 5 千円以上
- ・ 消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品） 5 千円以上 50万円以下

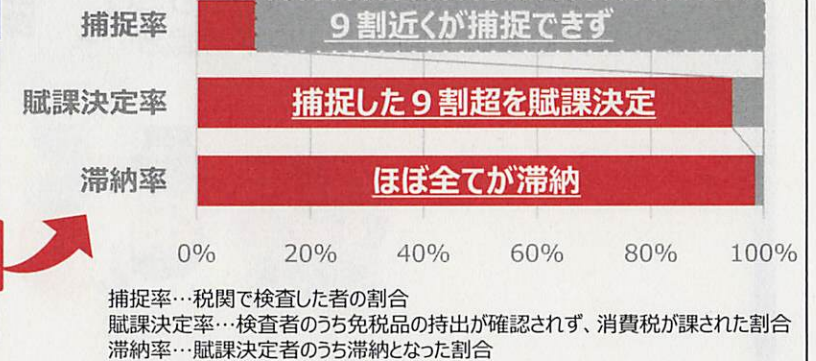


外国人旅行者向け免税制度の見直しの背景

令和4年4月～令和6年3月における免税購入額と税関の検査状況

購入金額層 (1入国当たりの免税購入金額層)	免税購入出国者数	免税購入金額
100万円未満	19,307,798人	1兆5,070億円
100万円以上1,000万円未満	274,470人	5,526億円
1,000万円以上1億円未満	7,928人	2,052億円
1億円以上	690人	2,332億円
合計	19,590,886人	2兆4,979億円

1億円以上購入者に対する税関の検査状況



(注) 計表等は、対象期間に出国した者（又は出国と判定した者）に係る国税庁の免税販売管理システムに送信された購入記録情報を機械的に集計したもの。（人数は、延べ人数となる。）

➤ 1億円以上の高額購入者の9割近くが捕捉できておらず、賦課決定できたとしてもほぼ全てが滞納となっている状況。

【不正が疑われる者の出国時等における捕捉の課題】

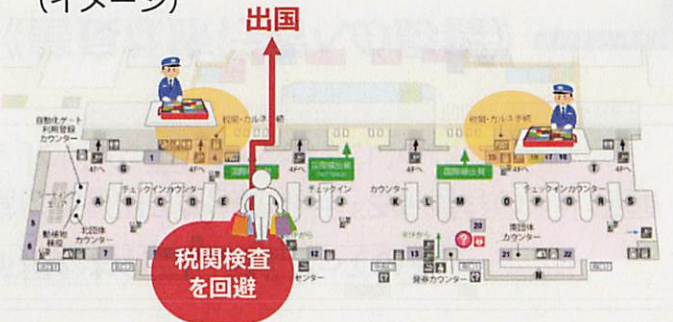
- 免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないが、多額の不正を行おうとする者は、旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態。
- そのため、税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところ。

※ 仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができない。

- 特に、1億円以上の高額購入者は、全てが不正を行っているとは言えないが、税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者について、適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定されている。

- また、これらの者の大宗は、納税資金を持ち合わせておらず、ほぼ全てが滞納となったまま、海外へ出国されている状況。

(イメージ)



免税店における税務リスクへの対応と外国人旅行者への影響について

- 免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準（※）を設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出てきている。

（※）購入商品の個数や、購入頻度等から、免税店が免税販売の可否の判断を行う基準を自主的に設定

⇒**販売機会の逸失や現場トラブルに繋がっており、善良な旅行者にとっても利便性が損なわれる状況となっている。**

- 免税店の側からは、「免税店が不正利用防止の一義的な責任を負っているため、常に否認リスクを意識せざるを得ない。」「店頭での事務業務負荷や心理的負担から、訪日客に対する販売サービスに専念できない。」といった声も寄せられている。

《疑わしい者への対応》

- ・ 毎日同じものを買っていて、転売目的？
- ・ 旅券の名義とお金を支払う者が違うから怪しい？



- 販売を断れば、トラブルに発展
- 販売した場合にも、税務署に否認されるリスク

免税店の対応

- 税務リスク低減のため、窓口マニュアルを作成し、従業員教育を徹底
⇒現場のトラブルは増加、従業員教育にも限界あり
- 自主基準により、免税販売を抑制
⇒善良な旅行者の免税販売を断らざるを得ない一方で、基準を下回る水準で分割購入するなど、不正手口も巧妙化
➔ **やむを得ず免税販売を停止する免税店も存在**

《善良な旅行者への影響》

- ・ お土産として買いたいのにならぬで買えないの？
- ・ 免税でなかったため、買わなかった。
- ・ あっちの免税店では売ってくれたのに...



旅行者の反応

- 店舗によって免税購入の基準が異なりわかりづらく、トラブルにつながる
- 免税購入できず、買い物を楽しみに訪日した旅客の印象を損ねる
➔ **旅行者の満足度の低下**

目次

■ 見直しの背景

■ リファンド方式への見直しと免税販売要件の緩和等

■ 今後のスケジュール

■ 参考資料

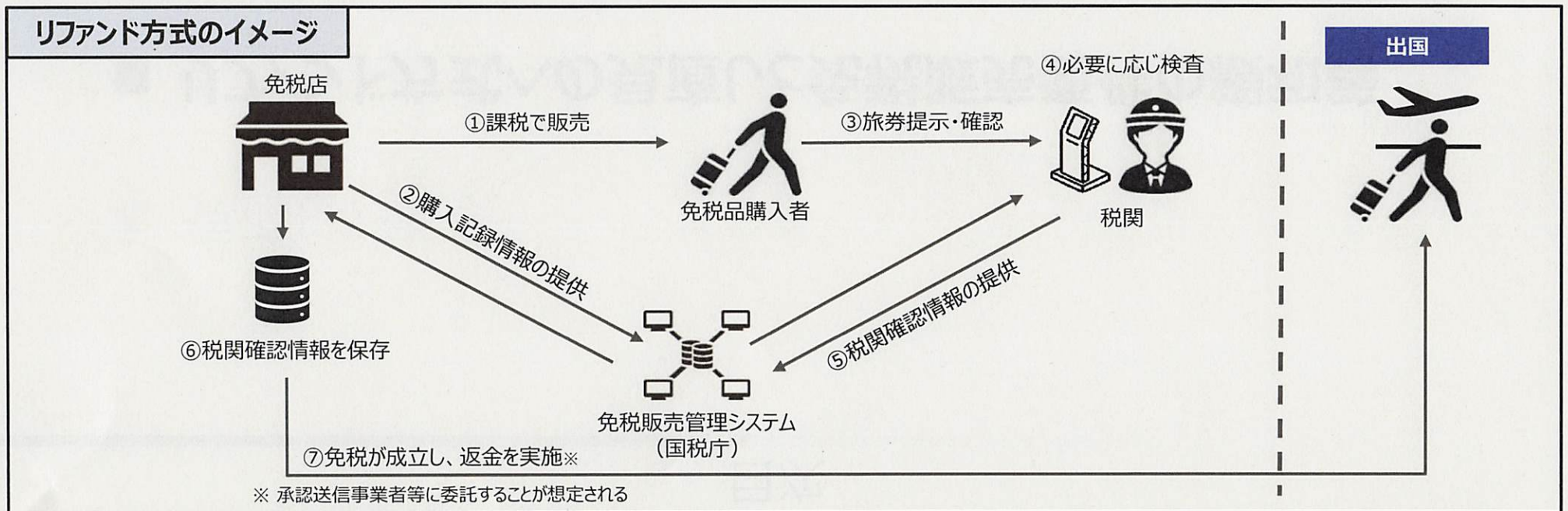
外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）

- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直す方針を令和 6 年度税制改正大綱で決定し、今般の令和 7 年度税制改正大綱において詳細を確定。
- 新制度は、令和 8 年11月 1 日から適用を開始。

◆ 令和7年度税制改正大綱（抜粋）

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和 6 年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、**外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止**するとともに、免税店が販売する際に「**通常生活の用に供するもの**」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。



リファンド方式への見直しに伴う免税販売要件の見直し（案）

- 現行制度においては、国内での横流しや国内消費を防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めている。
- リファンド方式においては、税関で持ち出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上の観点から、これらの要件の見直しを行う。

■ 現行の免税販売要件

種別	免税対象限度額	対象物品	特殊包装
 <u>一般物品</u>	5千円～	<u>通常生活の用に供する物品</u>	不要
 <u>消耗品</u>	5千円～ <u>50万円</u>	<u>通常生活の用に供する物品</u>	<u>必要</u>

一般物品と消耗品の
区分を撤廃

消耗品の上限額
(50万円) を撤廃

通常生活の用に供するか
どうかの要件を撤廃

特殊包装を撤廃

※ 区分撤廃に伴い、下限額も
区分せずに判定することとなる。

■ 免税対象外の物品について

- ・ 不正の目的をもって購入されるおそれが高い物品として、引き続き金地金等は、免税対象外として個別に規定。
- ・ 今後、特定の免税品目による不正が横行すれば、個別に免税対象外の物品として追加する。

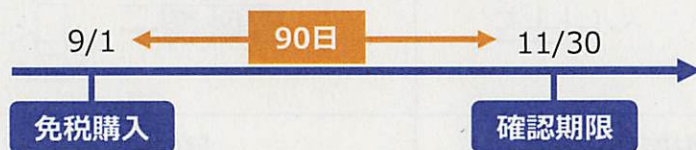
リファンド方式への見直しに伴う所要の措置（案）

- リファンド方式への見直しに伴い、税関による持ち出し確認が担保されることを踏まえて、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上、新制度の適正な運用を行う観点から、次の所要の措置を講ずることとする。

免税成立時期の明確化

- 旅行者は、免税店での購入から90日以内に税関の持ち出し確認を受けなければ免税とならないこととする。
- 具体的には、購入した日から90日以内に持ち出しが確認できないときは、免税販売管理システムを通じて、購入記録情報ごとに持ち出しが確認されなかった旨の情報を提供することとする。

（イメージ）税関確認を受けることができる期限



事例：複数回購入した場合



新制度の適正な運用のための措置等

① 高額商品を特定するための情報

高級時計等のすり替え防止のため、**税抜100万円以上**の免税品について、**商品を特定するための情報**（シリアルナンバー、ブランド名、型番等）**を国税庁に提供**することとする。

免税品の特性や免税店の実情に合わせて対応できるよう、今後、商品を特定するための情報については、Q&A等により、具体的に示していく。

② 別送に関する取扱いの廃止

免税店での購入後に、郵便局等から免税品を**別送できる取扱い**について、**不正利用が横行**している状況であり、また、リファンド方式における税関での**持ち出し確認も困難**となる。

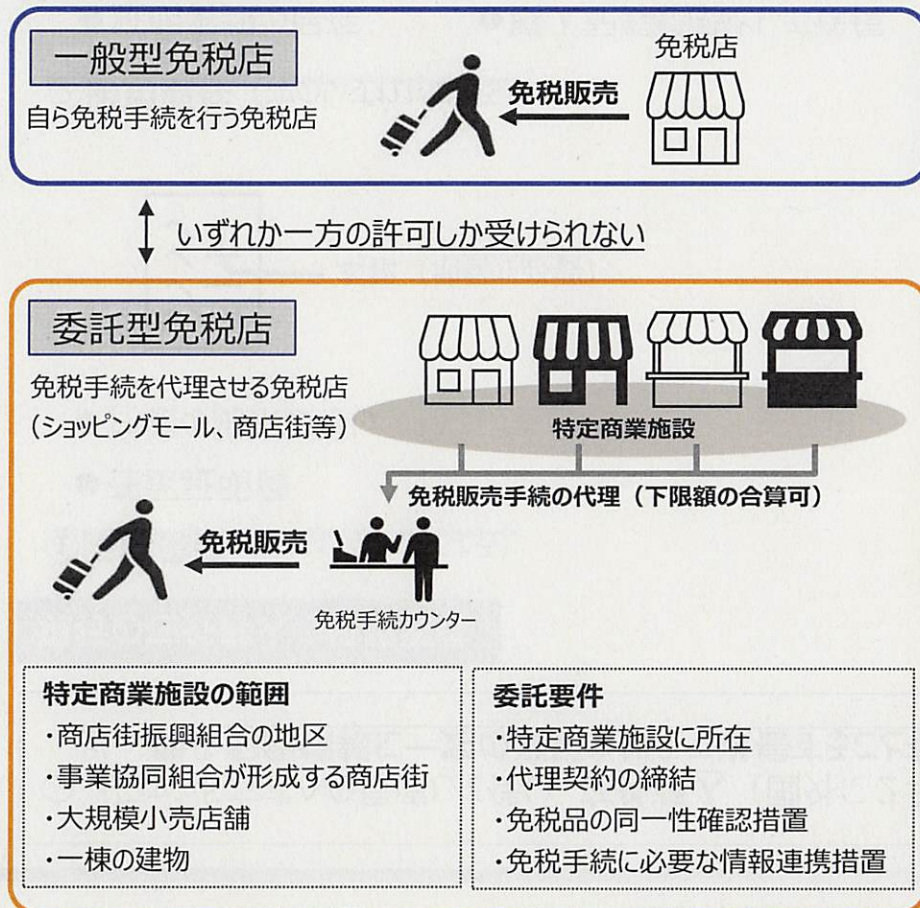
こうした状況を踏まえ、**別送の取扱い**については、**リファンド方式への見直しを待たずに速やかに廃止**することとする。

※ 店舗から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、所要の規定の整備を図った上で、引き続き存置する。

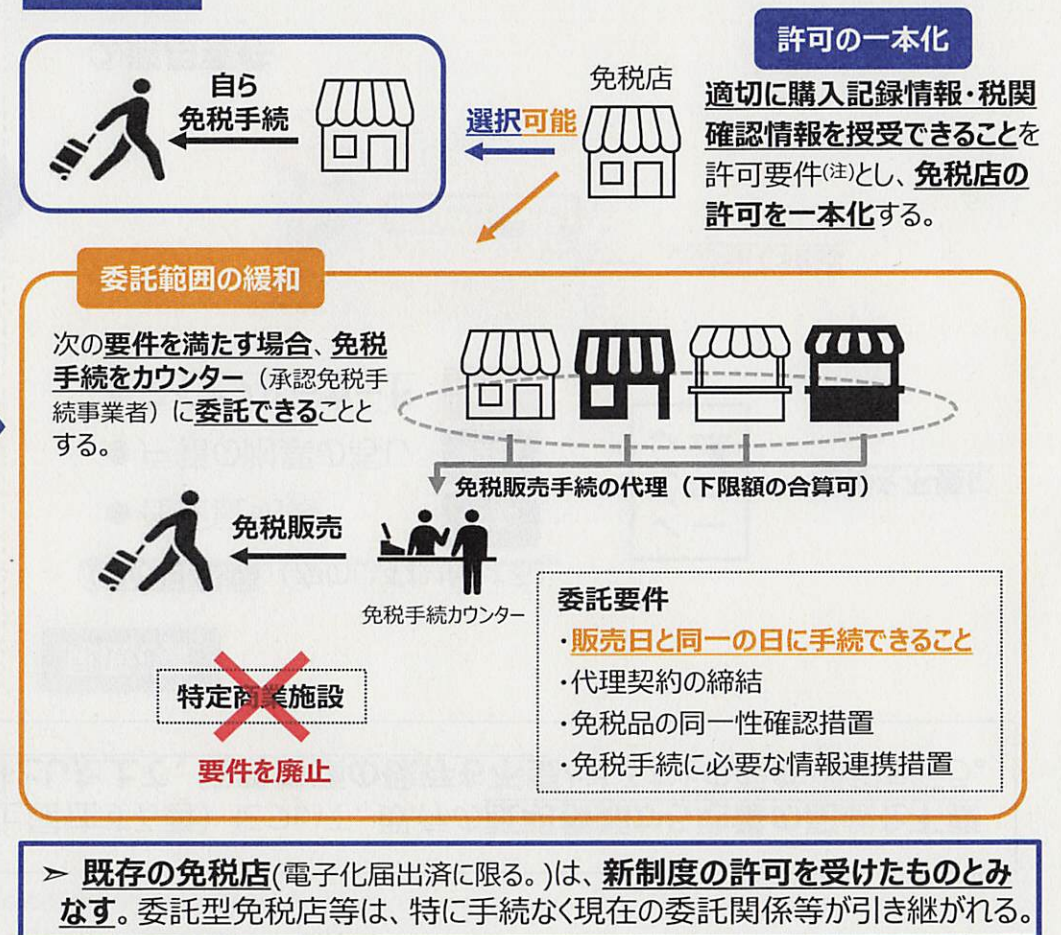
免税店の許可要件の緩和等（案）

- リファンド方式への見直しに伴い、一般型免税店、委託型免税店の区分を撤廃する。
 - 委託型免税店において免税手続を委託できる範囲（特定商業施設：建物毎、商店街毎）の縛りを緩和し、免税店で購入した日と同一の日に免税手続できるカウンター（承認免税手続事業者）に対して、免税手続の委託を可能とする。
- （注） 下限額の合算は、現行通り可能。

現行の許可体系



見直し案



（注） 上記見直しに伴い、許可の取消要件についても所要の整備を行う。

在外邦人の確認要件の緩和（案）

○ リファンド方式への見直しに伴い、**在外邦人**（国外に2年以上居住する者）について、既存の**証明書類から地番の記載を不要**とし、**購入記録情報に一定の事項を加えて送信することを要件とした上で、証明書類の保存も不要**とするなどの要件緩和を行う。

現行の在外邦人の確認要件

①証明書類（次のいずれかによる）

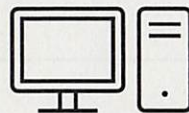
- 在留証明書
- 戸籍の附票の写し



本籍（地番が必要）

②適用要件（次のいずれかによる）

- 証明書類の保存
- 購入記録情報として送信（送信事項は下記のとおり）



在留証明書

- ・証明書類の種類
- ・在外公館の名称
- ・発給年月日
- ・本籍（地番を含む）
- ・発給番号

戸籍の附票の写し

- ・証明書類の種類
- ・作成年月日
- ・本籍（地番を含む）

見直し案

①証明書類（次のいずれかによる）

- 在留証明書
- 戸籍の附票の写し
- マイナンバーカード

緩和

緩和

追加



地番を不要に



この欄で確認

②適用要件

- 証明書類の保存
- 購入記録情報として送信

緩和



保存要件は廃止



送信事項を次のように緩和

- ・証明書類の種類
- ・国外転出日 or 国外定住日

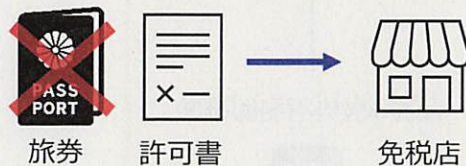
上陸許可書に係る確認要件の見直し（案）

- リファンド方式への見直しに伴い、特定の上陸許可書に基づき入国する者について、現行の上陸許可書に加えて、旅券の提示を求めるとともに、購入記録情報の作成に必要な許可書番号を旅券番号に統一する。

現行の免税販売手続

①許可書の提示と確認

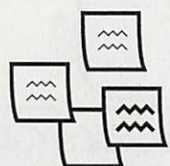
特定の上陸許可で入国する者は、
旅券ではなく、許可書を提示



上陸許可の種類

- ・寄港地上陸許可
- ・船舶観光上陸許可
- ・通過上陸許可
- ・乗員上陸許可 等

②購入記録情報の作成



各種許可書

- ・上陸許可書には様々な様式や手書きのものが存在。
- ・原則、旅券ではなく、許可書番号で購入記録情報を作成。

購入記録情報の作成に課題



OCR処理が困難

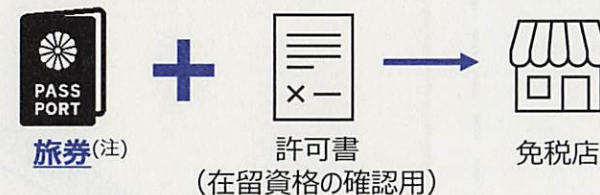


手入力が必要

見直し案

①許可書の提示と確認

特定の上陸許可で入国する者については、
許可書と旅券の提示を求める。



(注) 船舶観光上陸許可で入国する者は旅券の写しでも可

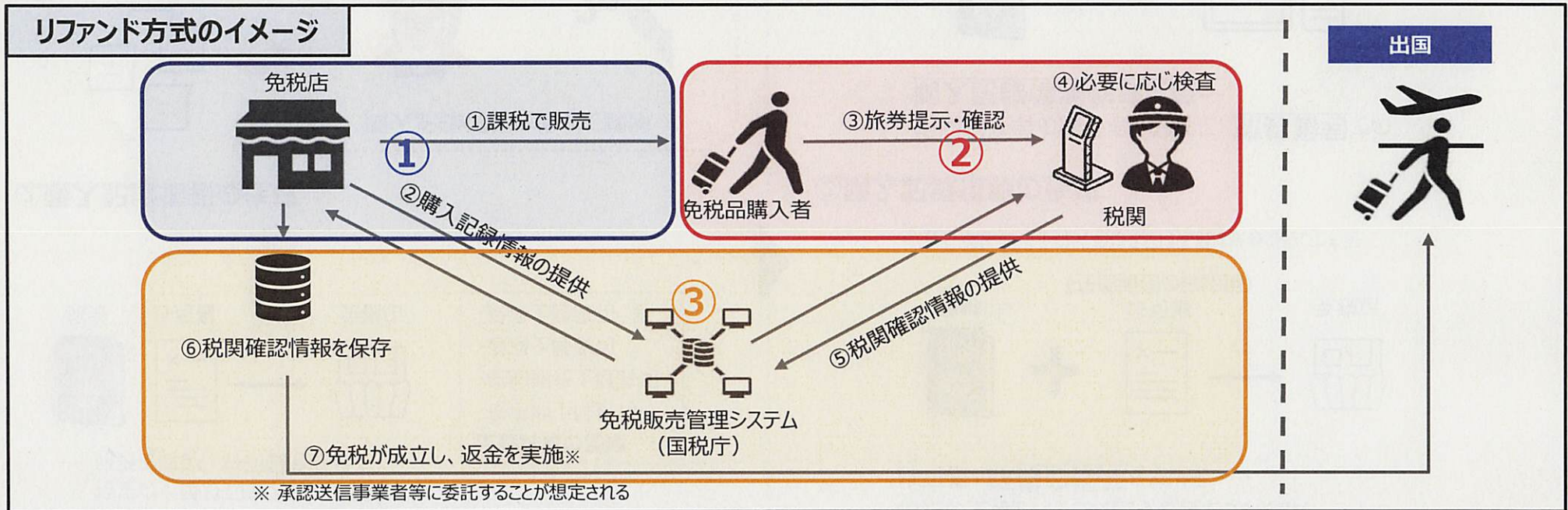
②購入記録情報の作成

短期滞在等の旅行者と同様に、旅券番号での
購入記録情報作成に統一。



まとめ

- 今般の税制改正大綱及び運用案の内容をまとめると以下のとおり（別送を除いて、令和8年11月から適用開始）。



① 販売時点

- 課税で販売
- 一般物品・消耗品の区分廃止
- 消耗品の上限額・特殊包装廃止
- 「通常生活の用に供する物品」の要件廃止
- 在外邦人の確認要件の緩和
- 上陸許可により入国した者からの旅券提示
- 購入記録情報の見直し

(税抜単価100万円以上の商品詳細情報、上陸許可書番号から旅券番号への見直し、その他国税庁のAPI仕様書に沿った修正等)

② 税関確認

- 免税品の別送の取扱い廃止 (令和7年4月～)
- 空港等のキオスク端末で税関確認 (必要に応じ検査)

③ 販売後

- 税関確認情報の取得・保存
- 税関確認後の免税成立に伴う返金
- 免税成立・返金に伴う経理処理
- 販売から90日経過後の課税確定 (税関確認情報が取得できない場合)

出国時における旅行者の空港での手続(案)

- 現行制度では空港の制限エリア内（税関出国検査場）において旅券提示※を受けた際に税関検査の要否を判定するが、「持ち出し確認方式」においては、諸外国での手続も参考にしながら、一般エリアにキオスク端末等を設置して手続を行うことを想定。
- 空港での手続による混雑緩和等の観点も含め、キオスク端末の台数の確保等について検討を進める。

※ 免税購入者は出国する際、税関長に旅券を提示しなければならない（消令18⑥）。

《現行》 制限エリアのみ

税関出国検査場



旅券提示



《見直し後のイメージ》

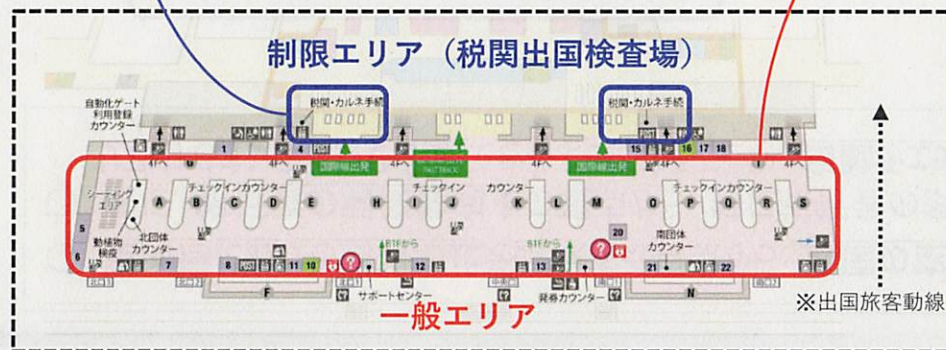
出発ロビー



旅券提示※
(キオスク端末)



※ 日本では免税購入記録が完全電子化されているため、欧州のようにレシート等を端末に読み込ませる手続は不要



※ 成田空港第二ターミナル出発ロビーの場合

(税関検査のイメージ) ※現行とほぼ同様

キオスク端末等で旅券チェック

GREEN判定



RED判定



税関検査



手続き終了⇒帰国



持出し確認できない場合
〔現行〕
消費税を賦課決定
〔見直し後〕
免税店から返金されず

空海港における混雑を防止するための手続の検討について

- **空海港における混雑防止**を確保する観点から、**全国の空海港に必要十分なキオスク端末等を設置**する。
- 更に、**旅行者の利便性向上**の観点から、特に旅行者の多い空港を中心に、キオスク端末に立ち寄らずに空港内の専用Wi-Fiのエリア内で**オンラインで手続**できるようにすることや、**自動チェックイン機との連携**の検討・調整を進めている。

必要十分なキオスク端末等の設置

各空海港の出国者数や実情等を踏まえて、必要な台数を設置する。



必要十分な
台数を設置

(参考) 空港のイメージ



※Wi-Fiエリアの範囲は技術的な仕様も含めて今後調整

更なる利便性向上に向けて

特に旅行者の多い空港を中心に以下の手続も検討・調整している。

■ オンラインでの手続

VJW※を活用し、専用Wi-Fiのエリア内でオンラインでの手続を可能とする

※ Visit Japan Web



■ 自動チェックイン機との連携

空港に設置されている自動チェックイン機と連携し、チェックインと同時に手続を可能とする



自動チェックイン機

目次

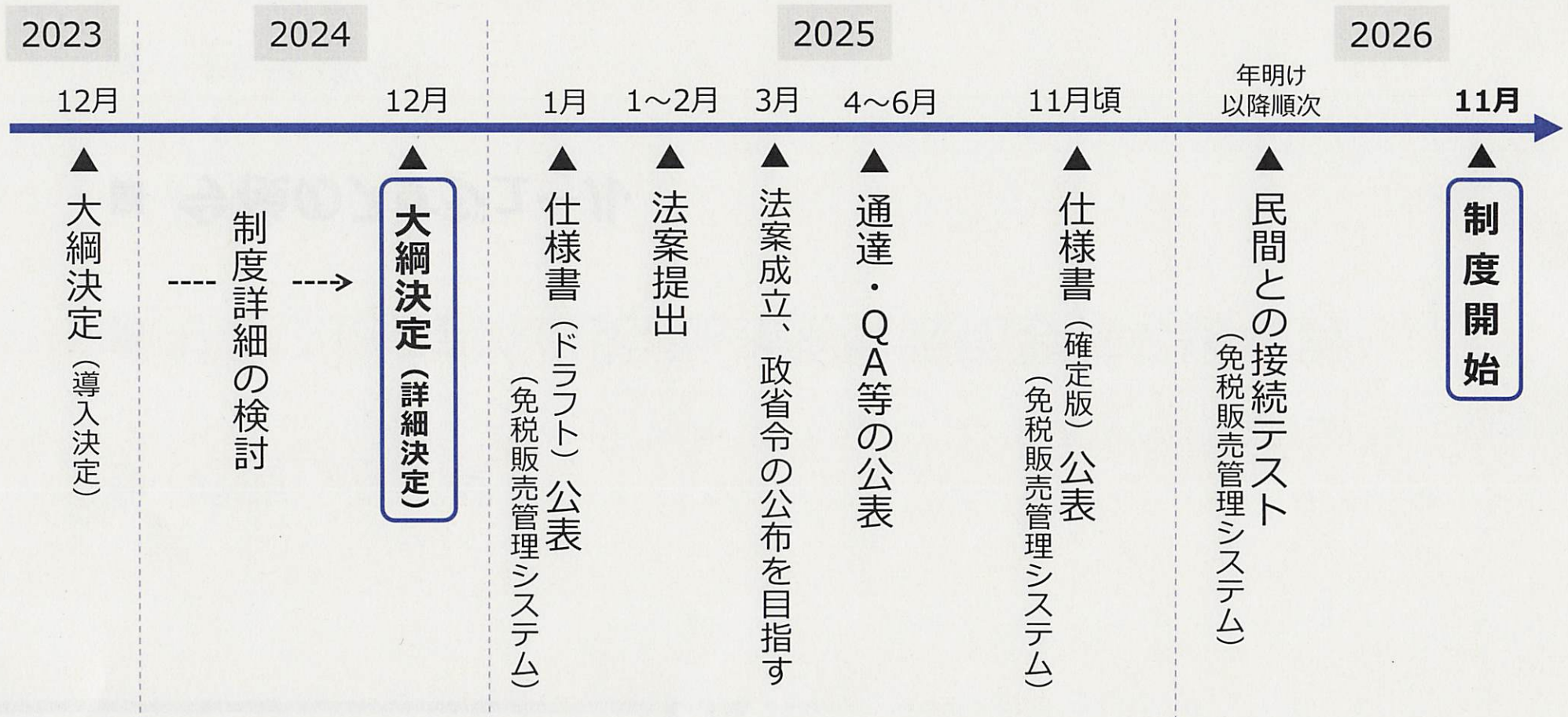
- 見直しの背景
- リファンド方式への見直しと免税販売要件の緩和等
- **今後のスケジュール**
- 参考資料

○ 消費税の事業者の50%に軽減税率を適用する条件として、10%の軽減税率を適用する事業者の割合が50%以上となること

○ 5050法（号付8法）11月1日に施行される

今後のスケジュール

- 2026年（令和8年）11月1日に新制度が開始。
- 事業者の準備のために必要な仕様書やQA等については、以下のスケジュールに基づき、順次公表を行っていく。



目次

■ 見直しの背景

■ リファンド方式への見直しと免税販売要件の緩和等

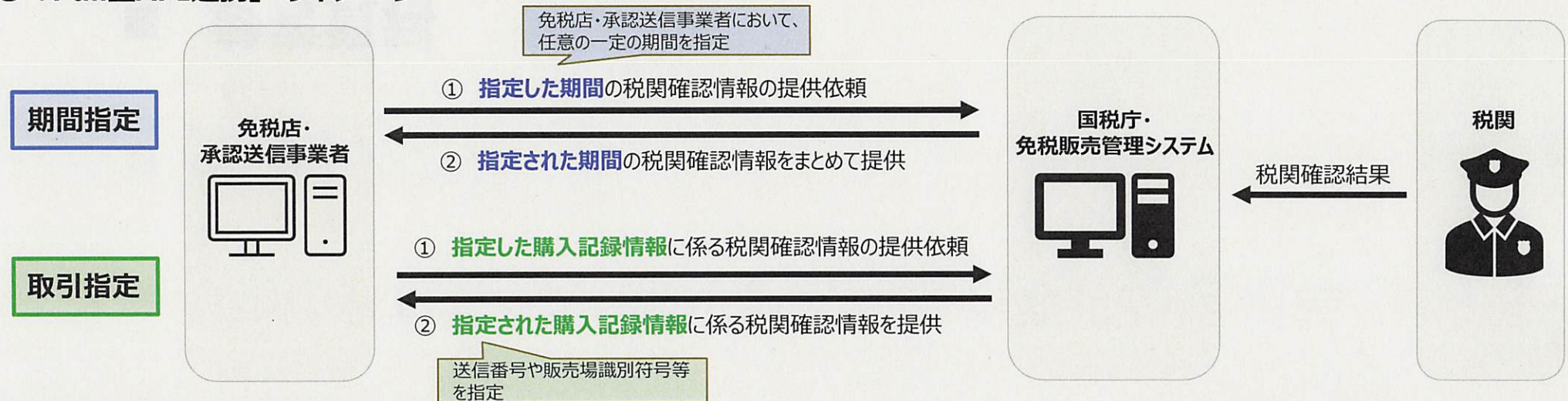
■ 今後のスケジュール

■ 参考資料

税関確認情報の取得方法（案）

- 税関確認情報については、諸外国と同様、免税店・承認送信事業者のリクエストに基づきデータを提供する「**Pull型API連携**」とする方向で検討中。
- 連携方式は、一定の期間を指定する「**期間指定**」と特定の取引を指定する「**取引指定**」の2パターンを想定。
- また、税関確認情報は、免税店や承認送信事業者への事務負担等を踏まえ、個別の品目単位ではなく、**一の購入記録情報単位により提供**することを想定。

○「Pull型API連携」のイメージ



○ 税関確認情報の取得単位

購入記録情報

送信番号	販売場識別符号	物品一連番号	品名	数量	...	販売価額
...001	xxx	1	A	5個	...	50,000円
		2	B	3個	...	9,000円
		3	C	1個	...	5,000円
...002	xxx	1	D	3個	...	24,000円
		2	E	1個	...	20,000円
		3	F	2個	...	2,000円
...	...	...	...	...	...	...

購入記録情報ごとに提供



送信番号	...	税関確認情報
...001	...	○
...002	...	○
...	...	...

購入記録情報（送信番号）単位で税関確認情報を提供することを想定

➡ 購入記録情報単位で適否が判定されるため、個別の品目単位での返金や経理処理等の事務は不要

外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例

税関確認情報の保存により免税販売が成立する制度となった場合の税務処理例を示すと以下のとおり。

○ 免税販売の際のインボイスの処理

外国人旅行者（消費者）への販売であり、そもそも**インボイスの交付は不要**。販売時に他の取引と同様、簡易インボイスを交付している場合であっても、免税販売取引の性質を踏まえ、**修正インボイスを交付しなくても差し支えない**こととする。

※ わかりやすさの観点から、免税販売時に交付する簡易インボイスには、スタンプ等により「税関確認後は免税となる」と表示することも可能

○ 販売と税関確認の間に期跨ぎがあった場合の処理

販売時には課税売上げとして計上し、税関確認情報を保存した時点で免税売上げに振り替え、免税売上げとして申告する。

なお、**税関確認が翌期（X2期）となった場合**には、当初の申告（X1期）を修正するのではなく、**X2期において調整**できることとする。具体的には、**前期の課税売上げをマイナス処理（対価の返還等として処理）し、改めて免税売上げを計上**することとなる。

【仕訳例 1 : X1期に販売し、税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・X1期 税関確認情報保存時

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

・X1期 返金時

未払金	1,000	現預金	1,000
-----	-------	-----	-------

便宜上対価の返還等と扱うだけであり、返還インボイスは不要

【仕訳例 2 : X1期に販売し、X2期に税関確認情報を保存した場合】

・X1期 販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

・X1期 申告・納付時

仮受消費税	1,000	現預金	1,000
-------	-------	-----	-------

・X2期 税関確認情報保存時

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
※ 対価の返還等			
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

X1期を修正せず、翌期の税関確認情報を保存した時点で調整計算を行う。
※返金時の処理は、仕訳例1と同様

外国人旅行者向け免税制度の見直しに伴う税務処理例（続き）

○ 課税売上げから免税売上げへの振替方法

税関確認情報は、期間や取引を指定して取得できるよう検討中。税関確認情報を取得した後の税務処理については、**取得の都度、当初の課税売上げを特定して、免税売上げに振り替える方法**のほか、**月次等の一定のタイミングで一括して振り替えることとしても差し支えない**。なお、いずれの場合も、POS等における当初の課税売上げを厳密に特定した上で免税に振り替える必要はない。

【振替例 1：個別振替方式】

※ 税関確認情報に応じた取引に係る売上げの振替仕訳を行う方法

販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

税関確認情報取得に応じた振替

売上（課）	10,000	売上（免）	10,000
仮受消費税	1,000	未払金	1,000

【振替例 2：一括振替方式】

※ 一定の期間（例えば、○月分）に取得した税関確認情報に基づき、まとめて振替仕訳を行う方法

販売時

現預金	11,000	売上（課）	10,000
		仮受消費税	1,000

⋮

（個別に振替せず）

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

○月分売上（課）	5,000,000	○月分売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	500,000

【参考】振替例 2 において、一括振替前に返金が生じる場合

振替前の返金時

仮払金※	200,000	現預金	200,000
------	---------	-----	---------

※仮払金ではなく、仮受消費税を直接消し込む処理でも問題ない。

○月分の税関確認情報に基づく月次振替

○月分売上（課）	5,000,000	○月分売上（免）	5,000,000
仮受消費税	500,000	未払金	300,000
		仮払金	200,000

○ 税関確認後に旅行者の手続不備等により返金がされなかった場合の処理

免税販売の要件を満たしているが、旅行者の都合等で**返金できない場合であって、当事者間の契約により返金不要となった金額については、雑益（不課税）**となる。

※ 旅行者が税関で持ち出し確認を行わない場合など、**税関確認情報を保存できない場合には、当初の課税売上げを維持する（事後調整不要）**。